

第7章 手続きの経過の概要及び問い合わせ先

1. 手続きの経過の概要

本事業に係る環境影響評価の手続きは、札幌市環境影響評価条例第6条の3から10に基づき実施する。

本事業においては、「配慮書の案」は実施していないため、本配慮書をもって手続きの開始とする。

2. 記載内容についての問い合わせ先

(1) 事業者の問い合わせ先

窓 口： 札幌市 環境局 環境事業部 施設管理課

住 所： 札幌市中央区北1条西2丁目

電 話： 011-211-2922

(2) 環境影響評価を委託した者の氏名及び住所

名 称： エヌエス環境株式会社 札幌支店

住 所： 札幌市中央区北1条西16丁目1-12

電 話： 011-643-1981

余 白